

ほっとタウン制作委託仕様書

1 件 名

ほっとタウン制作委託

2 内 容

荒川区の芸術文化等について財団が提供する情報誌「ほっとタウン」の企画、紙面デザイン・レイアウト、印刷等の制作業務。

毎号1記事（12月号は無し）の現地取材、写真撮影。

ただし、上記の回数を超える場合は委託者と受託者が協議して定めるものとする。

3 契約期間等について

本契約によるほっとタウンの制作は、令和8年4月号からとする。なお、発行にあたって、令和8年

2月1日から制作を開始し、支払は発行月末とする。

4 発行日及び回数・部数

(1) 発行日及び発行回数

原則、毎月1日、年11回発行（1回休刊）

(2) 発行部数

1回あたり68,500部（新聞折込み分61,000部、財団・その他分7,500部）

5 規格

(1) 大きさ

タブロイド判

(2) ページ数

4ページ7回・8ページ4回（予定）

(3) 刷色

4色刷り

(4) 紙質

ユーライトL/51.5kg と同等以上

(5) 文字

基本として明朝、ゴシックその他、記事内容に合わせて多様な書体を使用すること。

なお、文字級数、書体については必要な場合は、委託者と受託者で協議して決定すること。

6 役割分担

制作に当たっては、委託者は取材（同行のみ）及び監修を行うものとし、受託者は取材（取材先へのアポ取り、校正確認を含む）、写真撮影、記事（原稿）作成、編集、印刷、配送等を行うものとする。

7 入稿

(1) 入稿

入稿日は、原則として発行日の45日前（土日祝含む）までとする。Word文章等によるテキストデータや、JPG形式やAI形式等の写真・イラストデータ、及びPDF形式のデータ等を電子メールや大容量ファイル転送サービス等を利用し行う。入稿日から納品までの工程は、協議して調整すること。

(2) 広告版下

掲載する広告については、委託者が集稿する。受託者は、委託者が提供した完全原稿を使用するか、委託者が提供する文章や写真をもとに広告原稿を作成する。また、簡易な修正については、受託者の対応可能な範囲において受託者が行う。

(3) 留意事項

入稿は、一部紙原稿や写真・パンフレット等で行う場合がある。都合により、一部の原稿・写真等を入稿日以降に入稿することがある。

8 レイアウト、イラスト

(1) レイアウト

財団が提供する原稿その他、担当者間の協議を基にレイアウトすること。

(2) イラスト

担当者間の協議、またはレイアウト上必要な場合においては、記事に合わせた表、図、イラストの作成や写真のトリミング等を行うものとする。

9 編集会議、校正

(1) 編集会議

委託者と受託者で毎発行月の前々月から必要に応じて、その都度編集会議を設置する。

(2) 校正

ア 校正は3回（初校、再校、最終校）行う。

イ 原稿やゲラの受け渡しは、原則オンライン上のサーバーで行う。ただし編集担当者は月に一度、色校正や修正内容の説明を行うため、印刷したゲラを町屋文化センターへ持参すること。

ウ 記事、写真、配色については校正段階で、その全てを委託者が確認する。

エ 初校から最終校まで、本文のほか見出し（変形書体も含む）・写真・イラスト等が入った状態で行うものとし、ゲラの枚数は、5組とする。各ページごとにデータ（JPEG または PDF）でも送付すること。

オ 文字等の修正のほか、イラストやレイアウトの変更、記事の差し替え・追加・削除に対応すること。

カ 最終校で修正が発生した場合は、修正後、原則として委託者が確認する。

10 取材・写真撮影等

(1) 取材、撮影内容

毎号の取材先・テーマ等は協議により決定し、現地取材、写真撮影を行う（ただし12月号は除く）。

(2) 人員

取材対応ができるライター、カメラマンを確保すること。ライター、カメラマンとの連絡は、編集担当者を通じて行うこと。

(3) 取材旅費

受託者の旅費については受託者の負担とする。ただし、その旅行が荒川区の区域外に及ぶ場合の旅費については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

11 納期・納入先

発行日の3日前（土・日曜日、祝日を除く）の正午までに、下記のとおり納品すること。

① 委託者…1,300部

② 公益社団法人荒川区シルバー人材センター（荒川区東尾久四丁目32番7号）…6,200部

③ 委託者が指定するほっとタウン封入業者（折込広告配布事業者）…61,000部

12 財団ホームページ用データの提出

最終校正終了時のデータを、委託者が指定する方法により指定日までに提出すること。

13 その他留意すべき事項

作業完了後委託により生みだされた成果物に関する著作権は、委託者に帰属する。

なお、この仕様書に定めのない事項であっても製作委託の実施に必要な不可欠な事項については、作業の着手にあたり両者協議の上、委託者の指示により実施するものとする。